

政治活動用立札及び看板の証票について

1 政治活動用立札及び看板の類

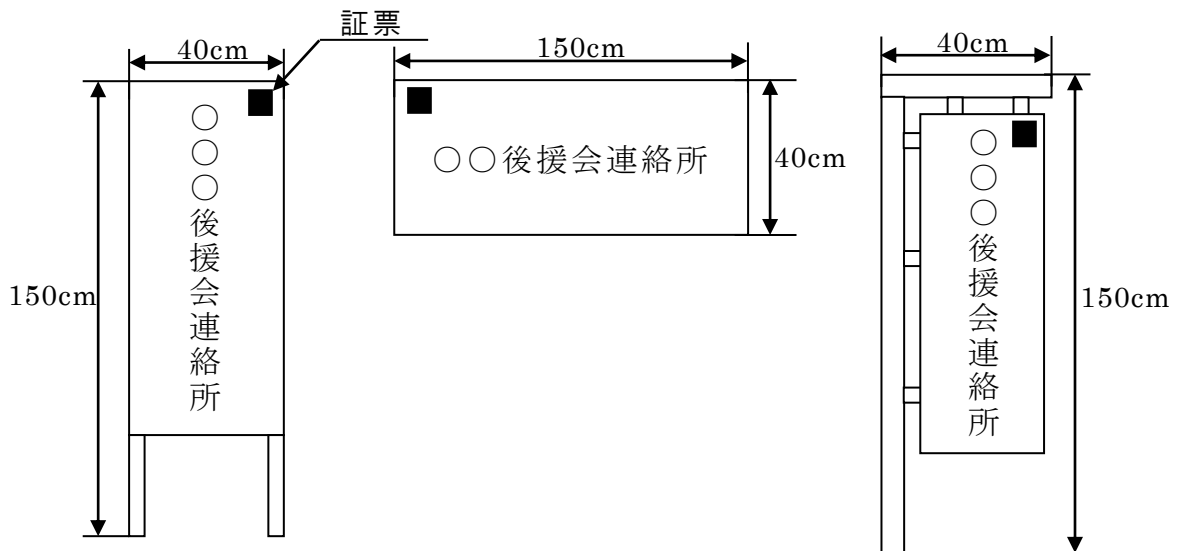
(1) 掲示できる立札及び看板の類の総数

- ・ 公職の候補者等1人につき 6枚（候補者等）
- ・ 同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて 6枚（後援団体）

(2) 規格・設置場所等

- ・ 縦 150cm 以内、横 40cm 以内のもの（足がついているものは足の部分を含める。）
- ・ 構造上からみて立札・看板と認められないもの（三角柱状のもの、中に電気を通じたもの等、あんどん、ちょうちんの類のもの）は掲示できない
- ・ 立札・看板の類は、政治活動用の事務所ごとにその場所へ掲示されるものであり、事務所としての実態のない場所、畑や野原の真ん中とか街角に掲示することはできない
- ・ 同じ場所には 2 枚までしか掲示することができない
- ・ 表裏両面を使用する場合は、2 枚と計算される。したがって、表示（証票）はそれぞれ貼付しなければならない

○ 立札・看板の使用（例）



(3) 掲載内容等

- ・ 選挙運動にわたるものであってはならない
- 例) 市議会議員候補者〇〇〇などの記載、投票を依頼するキャッチフレーズなどは記載できない
- ・ 選挙運動期間中に新たに掲示することはできない

(4) 証票の有効期限

- ・ 令和 6 年 3 月まで有効